記者発表資料

令和６年６月１０日
東北地方整備局
宮城県

「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画」へのご意見をお聞かせください！！

鳴瀬川水系吉田川等、高城川水系高城川等は、令和5年7月18日に東北地方で初となる特定都市河川及び特定都市河川流域に指定となったことから、あらゆる関係者の協働による流域全体の水害対策を検討するため、流域内の関係行政機関や民間組織と連携し、「流域水害対策計画(吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画)」の策定に向けて検討を行ってきました。

今般、「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画(素案)」が策定されたことから、地域の皆様の声を計画に反映し、流域のあらゆる関係者が一体となった流域治水に取り組む計画とするため、パブリックコメント及び住民説明会を実施します。

1. ご意見の募集期間 ： 令和6年6月10日(月)～令和6年7月26日(金)

2. 公表資料・資料の閲覧場所 ： https://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/activity/public-comment.html

3. ご意見の提出方法・提出先

各閲覧場所での意見箱への投函、郵送、FAX、メールでの意見の募集を行います。
郵便の場合：〒986-0861 宮城県石巻市蛇田字新下沼 80 流域治水課宛
FAXの場合：0225-94-9857
電子メールの場合：thr-742chosa01@mlit.go.jp

4. パブリックコメント及び住民説明会の実施については、別紙2のとおり

別紙1 吉田川・高城川における特定都市河川指定に係るこれまでの取り組みと今後の予定
別紙2 「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画」に対するパブリックコメント及び住民説明会
参考1～5 吉田川・高城川における特定都市河川指定とこれまでの取り組み概要、及び計画(素案)の概要

＜発表記者会＞石巻記者クラブ、古川記者クラブ、宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会

問い合わせ先

【事務局】
国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所
住 所：宮城県石巻市蛇田新下沼 80
電 話：0225-95-0194（代表）
副所長 石井 貴範（内線 205）
流域治水課長 片山 一茂（内線 351）
宮城県 土木部 河川課
住 所：宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8-1
電 話：022-211-3173
総合治水対策専門監 小野寺 正樹
企画調査班 技術補佐（班長） 佐藤 誠

吉田川・高城川における特定都市河川指定に係るこれまでの取り組みと今後の予定

別紙１

吉田川・高城川

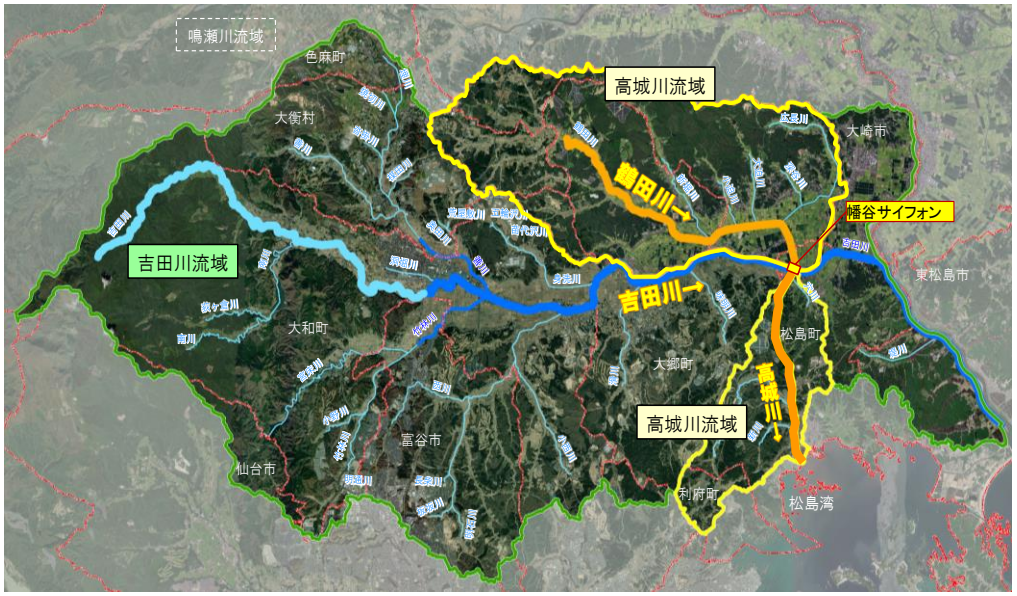

【凡例】
- ：指定を行おうとする河川（国管理：吉田川）
- ：指定を行おうとする河川（県管理：高城川）
- ：指定を行おうとする河川の流域（吉田川）
- ：指定を行おうとする河川の流域（高城川）

特定都市河川指定区間

河川区間：鳴瀬川水系吉田川等の計２６河川
流域面積：約３５０㎢

（仙台市の一部、東松島市の一部、大崎市の一部、富谷市の一部、松島町の一部、利府町の一部、大和町の一部、大郷町の一部、大衡村の一部、色麻町の一部、）

河川区間：高城川水系高城川等の計１０河川
流域面積：約１２０㎢

（大崎市の一部、松島町の一部、利府町の一部、大和町の一部、大郷町の一部、大衡村の一部）

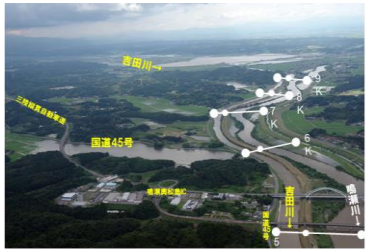

これまでの取り組みと今後の予定今後の予定

～令和４年８月

これまでの度重なる浸水被害を踏まえ、流域治水の推進を図るため、鳴瀬川流域治水協議会の下部組織として吉田川流域治水部会を設置し、鳴瀬川水系吉田川及び高城川水系高城川における特定都市河川指定に向けた取り組みについて議論を開始

令和４年１１月３０日

吉田川流域治水部会において、吉田川流域及び高城川流域における特定都市河川指定の事務手続きの調整を進めていくことを、宮城県、大崎市、大郷町、大和町等の流域関係市町村から同意を得て手続きを開始

令和５年５月２６日

特定都市河川指定に係る法定意見聴取開始
［吉田川及びその支川（国土交通大臣）］（令和5年6月16日完了）
［高城川及びその支川（宮城県知事）］（令和5年6月9日完了）

令和５年７月１８日

特定都市河川・流域の指定

令和５年８月１０日

吉田川・高城川命と生業を守る流域治水推進協議会の設置
その後、協議会の下に「実務者会議」を設置し、具体的計画内容について検討（第1回～第4回）

令和６年６月４日

第２回　吉田川・高城川命と生業を守る流域治水推進協議会を開催
「吉田川・高城川命と生業を守る流域治水推進計画（素案）」策定

令和６年６月１０日～令和６年７月２６日

「吉田川・高城川命と生業を守る流域治水推進計画（素案）」
パブリックコメント、住民説明会の実施

令和６年度内

流域水害対策計画の策定・実施

別紙2

「吉田川・高城川　命と生業（なりわい）を守る流域治水推進計画」に対する
パブリックコメント及び住民説明会

1. パブリックコメント

＜QR ｺｰﾄﾞ＞

◇ ご意見の募集期間 ： 令和6年6月10日（月）～令和6年7月26日（金）

◇ 公　表　資　料 ： https://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/activity/public-comment.html

◇ 資料の閲覧場所

資料については、上記サイト又はQRコードを使用し、ダウンロードできるほか、以下場所でも閲覧できます。

閲覧場所	住所	電話番号
国土交通省北上川下流河川事務所（2 階）	石巻市蛇田字新下沼 80	0225-94-9847（流域治水課）
宮城県北部土木事務所（宮城県大崎合同庁舎 5 階）	大崎市古川旭四丁目 1-1	0229-91-0736（河川砂防第一班）
宮城県仙台土木事務所（1 階）	仙台市宮城野区幸町 4 丁目 1-2	022-297-4154（河川砂防第三班）
宮城県東部土木事務所（宮城県石巻合同庁舎 5 階）	石巻市あゆみ野五丁目 7 番地	0225-98-3360（河川砂防第一班）
仙台市役所（危機管理局）	仙台市青葉区国分町 3-7-1	022-214-8519（危機管理課）
東松島市役所（2 階総務部防災課）	東松島市矢本字上河戸 36-1	0225-82-1111（防災課危機対策係）
大崎市役所（建設部都市計画課）	大崎市古川七日町 5-23	0229-23-8069（都市計画課）
富谷市役所（防災安全課）	富谷市富谷坂松田 30 番地	022-358-3180（防災安全課）
松島町役場（総務課）	松島町高城字帰命院下一 19-1	022-354-5782（総務課）
利府町役場（総務部）	利府町利府字新並松 4 番地	022-767-2174（危機対策課）
大和町役場（総務課危機対策室）	大和町吉岡まほろば一丁目 1-1	022-345-1112（危機対策室）
大郷町役場（総務課）	大郷町粕川字西長崎 5-8	022-359-5500（防災対策室）
大衡村役場（総務課）	大衡村大衡字平林 62 番地	022-345-5111（危機対策係）
色麻町役場（総務課）	色麻町四竈字北谷地 41 番地	0229-65-2210（防災安全係）

◇ご意見の提出方法・提出先

各閲覧場所での意見箱への投函、郵送、FAX、メールでの意見の募集を行います。

郵便の場合：〒986-0861　宮城県石巻市蛇田字新下沼 80　流域治水課宛

FAXの場合：0225-94-9857

電子メールの場合：thr-742chosa01@mlit.go.jp

2. 住民説明会

◇ 鳴瀬川水系吉田川及び高城川水系高城川の流域市町村を対象に住民説明会を実施予定
なお、説明会の実施方法等については現在調整中。

※ 皆様からお寄せいただいたご意見につきましては、当該ご意見に対する考え方と併せ公表するとともに、「吉田川・高城川　命と生業（なりわい）を守る流域治水推進計画」に反映させていただきます。

東北地方 “初” ！！
鳴瀬川水系吉田川等・高城川水系高城川等が特定都市河川に指定！

参考1

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS　流域治水

鳴瀬川水系吉田川等（計26河川）及び高城川水系高城川等（計10河川）が、東北地方で“初”となる特定都市河川の指定となりました。

指定に伴い、宮城県、仙台市、東松島市、大崎市、富谷市、松島町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、東北農政局、東北地方整備局が一堂に会し、関係者が連携した流域水害対策の推進に向けた確認書調印式を、令和5年8月10日に開催しました。

（後列：左から）色麻町※、大衡村※、大和町※、利府町※、松島町※、東松島市※、仙台市※
（前列：左から）山本東北地整局長、前島東北農政局長、田中大郷町長、伊藤大崎市長、若生富谷市長、宮城県※
※は、代理出席者

特定都市河川・特定都市河川流域図

	鳴瀬川水系吉田川等	高城川水系高城川等
流域面積	350km²	120km²
指定河川	吉田川、堤川、味明川、滑川、身洗川、五輪沢川、苗代沢川、西川、小西川、明石川、長柴川、板坂川、善川、奥田川、荒屋敷川、埋川、沓掛川、焼切川、樫田川、竹林川、宮床川、小野川、明通川、洞堀川、南川、荻ヶ倉川［計26河川］	高城川、新川、田中川、穴川、鶴田川、広長川、深谷川、大迫川、小迫川、新堀川［計10河川］

今後、国、県、流域市町村及び関係機関からなる「吉田川・高城川命と生業（なりわい）を守る流域治水推進協議会」により、ハード整備の加速化に加え、流域における貯留・浸透機能の向上や水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等、命と生業を守るための浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるための計画の策定に取り組みます。

確認書へ署名

昭和61年8月洪水
（吉田川）

吉田川・高城川命（なりわい）と生業を守る流域治水推進協議会 実務者会議　開催状況

参考2

○ 令和5年8月10日「協議会」発足以降、協議会の下部組織として実務者会議を組織し、これまで4回実務者会議を開催し、計画策定に向けた具体の内容について検討・協議を行った。

第1回　吉田川・高城川流域水害対策協議会実務者会議

日時：令和5年10月19日　13:30～15:40
場所：志田谷地防災センター　会議室

【議事】
(1)実務者会議規約
(2)第1回協議会の振り返り
　　（決定事項及び提案事項）
(3)流域水害対策計画の目次構成、
　　記載内容の確認及び意見交換
(4)今後のスケジュール
ら

第2回　吉田川・高城川流域水害対策協議会実務者会議

日時：令和5年12月22日　13:30～15:30
場所：志田谷地防災センター　会議室

【議事】
(1)実務者会議規約の改定
(2)第1回実務者会議の振り返り
(3)流域水害対策計画（素案）の検討
　・素案記載内容
　・行動計画
　・都市浸水想定を踏まえた課題
(4)今後のスケジュール

第3回　吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進協議会実務者会議

日時：令和6年3月1日　10:00～12:00
場所：志田谷地防災センター　会議室

【議事】
(1)実務者会議規約の改定（名称変更）
(2)第2回実務者会議の振り返り
　及び学識者意見聴取を踏まえた対応
(3)計画（素案）の検討
　・基本方針の見直し（案）
　・章立て・名称の見直し（案）
　・課題箇所における検討状況
(4)スケジュール変更について

第4回　吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進協議会実務者会議

日時：令和6年4月25日　13:30～15:30
場所：志田谷地防災センター　会議室

【議事】
(1)第3回実務者会議の振り返り
(2)計画（素案）の検討
　・各機関からの意見等を踏まえた対応
(3)課題箇所の取り組み状況
(4)命と生業を守る流域のサポート関係
(5)今後のスケジュール

「吉田川・高城川 命と生業（なりわい）を守る流域治水推進計画（素案）」の概要（1/3）

参考3

・流域の課題に対し、治水と農業分野との連携を軸に、雨水貯留浸透施設、既存施設の運用改善、土地利用等、ハード・ソフト一体となったあらゆる関係機関の対策の実施と、併せて、持続可能な生業（農業）の構築に向けたサポート等を含めた計画とする。

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

河道掘削、遊水地の整備、雨水貯留機能の拡大　等

②被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導/住まい方の工夫、浸水範囲を減らす（二線堤の整備）　等

③被害の軽減早期復旧・復興の対策

氾濫水を早く排除する（排水機能の強化）、マイ・タイムラインの普及促進　等

④命と生業を守る流域のサポート

持続可能な生業の体制構築

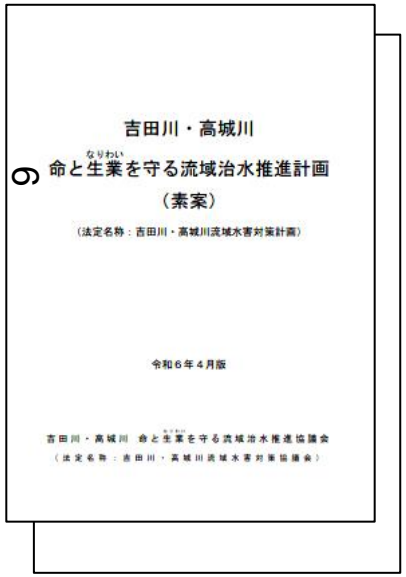

章立て		具体施策等
1章	特定都市河川流域の現状と課題	流域の概要、治水の沿革、流域の課題等
2章	特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	計画期間、計画区域、目標降雨
3章	都市浸水想定	都市浸水想定（R1）
4章	特定都市河川流域における施設整備に関する事項	行政が行う施設整備（河川・下水道）を集約
5章	特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設整備に関する事項	河川・下水道・その他の雨水貯留浸透施設整備を集約
6章	雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本事項	雨水貯留浸透施設整備計画の認定の手続き
7章	特定都市河川流域において農業分野が行う浸水被害の防止を図るための措置に関する事項	農業分野の取り組みを集約 （国営農地防災事業、田んぼダム、ため池活用等）
8章	その他特定都市河川流域における既存施設の運用改善等による浸水被害の防止を図るための措置に関する事項	ダムやポンプ等の既存施設操作に関する事項を集約
9章	貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針	貯留機能保全区域の指定方針 浸水被害防止区域の指定方針
10章	都市浸水想定の区域における土地の利用に関する事項	土地利用及び住まい方の工夫に関する事項を集約
11章	浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項	ソフト関係の施策・取り組みを集約
12章	命と生業を守る流域のサポートに関する事項	生業を守るサポート施策を集約
13章	浸水被害を最小化するための仕組み	流域治水の推進による被害の最小化に向けた全体イメージ

※法第4条第2項に規定する章立てに対し、４本の柱をベースに対策目的別に章立てを再構成したもの。

「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画（素案）」の概要（2/3）

参考4

流域の課題

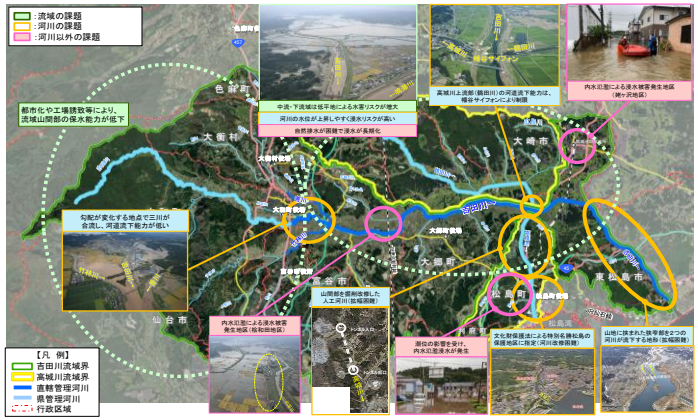

基本方針

○令和元年東日本台風（令和元年10月洪水）を「都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（計画対象降雨）」と定め、河川・下水道整備の加速化や雨水貯留浸透施設等の流域対策を一層推進するとともに、浸水被害が想定される区域については、水害リスク（浸水深や浸水頻度等）やまちづくり計画等を考慮した土地利用や住まい方の工夫等により、外水氾濫に対する家屋被害の防止（家屋浸水ゼロ）と農地浸水を早期に解消することを基本とし、あわせて、内水氾濫に対する家屋浸水を減らし、浸水時間の早期解消を目指す。

○ なお、当該流域内にあっても、地域によっては計画対象降雨に定めた令和元年東日本台風（令和元年10月洪水）よりも令和4 年7 月洪水等の方が、局地的な豪雨に伴い浸水被害が大きくなった事例もあることから、地域毎の降雨特性を踏まえたハード・ソフト両面から対策を検討していく。

計画期間

計画期間は，河川整備計画（国、県）、下水道計画、まちづくりの計画期間を踏まえ、計画対象降雨（令和元年東日本台風）に対し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策による浸水の解消又は軽減する効果を発現させるために必要な期間として、概ね30年として設定する。

目標とする降雨

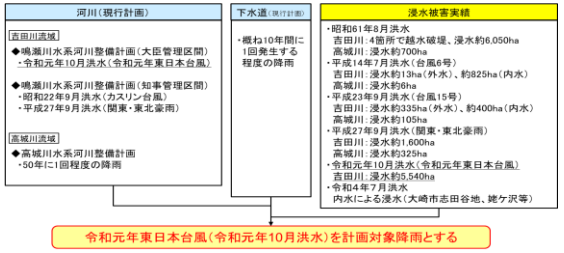

都市浸水想定

対策前後の浸水被害比較（令和元年東日本台風）

		現況		主なハード対策実施後	
浸水戸数（戸）※1		840		289	
床上浸水	床下浸水	581	259	178	111
浸水面積（ha）※1		4,400		3,900	
計算条件	河道	現況河道 ※2		整備計画河道（大臣管理区間） ・堤防整備 ・河道掘削（大規模災害関連事業）V=約160万m³ ・遊水地整備（湛水容量：約700万m³） ・堤防質的整備 等 整備計画河道（知事管理区間） ・堤防整備、堤防補強、河道掘削、護岸整備 等	
	流域対策	－		国営総合農地防災事業 已待田第2調節池整備（令和4年完成） 姥ケ沢ポンプ増設（令和4年完成） 姥ケ沢地区パラペット延伸	

※1：浸水戸数及び浸水面積は、シミュレーションにより予測した都市浸水想定の区域に基づき算出したもの（浸水面積は浸水深0.1m以上の浸水範囲を集計）
※2：洪水発生前（令和元年東日本台風もしくは令和4年7月洪水）の最新の河道データ

流域における氾濫量と対策イメージ

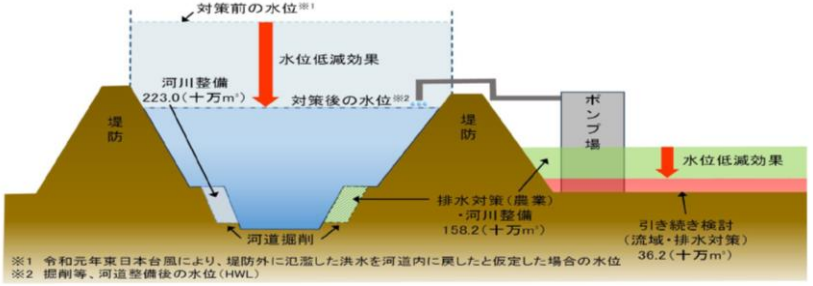

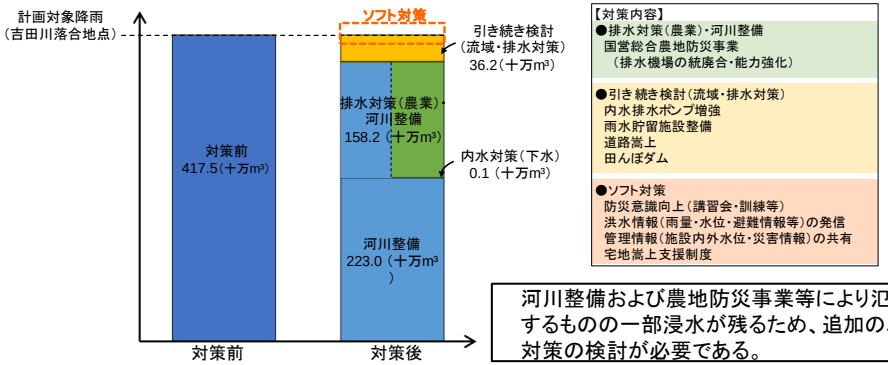

河川整備および農地防災事業等により氾濫量の減少はするものの一部浸水が残るため、追加のハード・ソフトの対策の検討が必要である。

「吉田川（なりわい）・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画（素案）」の概要（3/3）

参考5

治水と農業分野の連携

内外水位情報の集約・共有・活用

排水機場群一体管理による効果的な運用（運転調整）

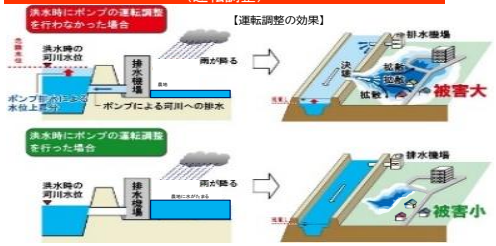

事業イメージ

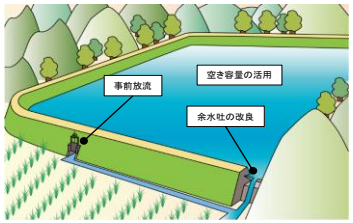

ため池の活用

農業用ため池

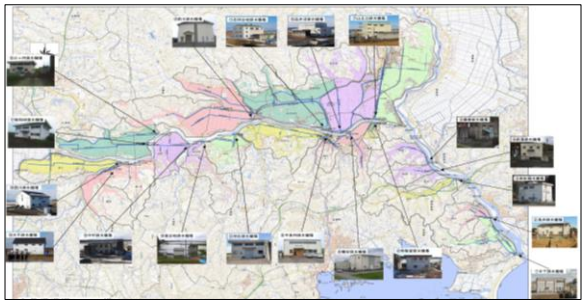

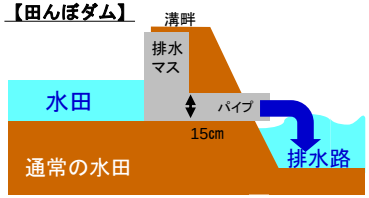

水田の排水がそのまま排水路へ流れ，排水路の水位が上昇します

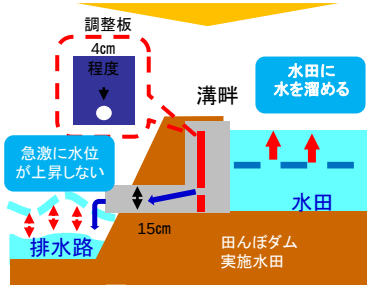

パイプよりも小さな穴の開いた板等の調整装置を取り付け，ゆっくりと排水を流すことで，排水路の急激な水位の上昇を防ぎます。

貯留機能保全区域・浸水被害防止区域の指定方針

【貯留機能保全区域の指定の方針】

◆平坦な低平地に位置する貯留頻度・貯留効果の高い農地等を指定対象として検討する
- 既往の主要出水で浸水実績を有する農地等
- 自然遊水地として活用が見込まれる農地等
- 国営農地防災事業における計画排水区域

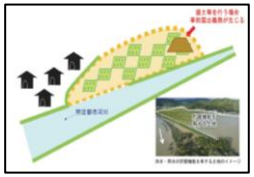

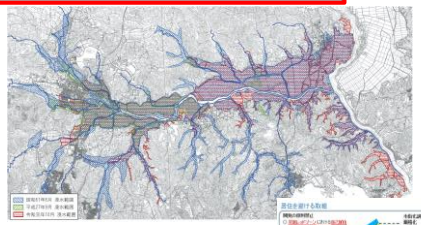

【浸水被害防止区域の指定の方針】

高齢者等の要配慮者をはじめとする住民等の生命・身体を保護するため、洪水が発生した場合に著しい被害が生ずるおそれがある土地を法第 56 条に基づき開発規制・建築規制する浸水被害防止区域として指定できる。

吉田川・高城川では、対策実施後も浸水リスクが残る地域があるものの、著しい浸水被害にはならないと想定されることから、現時点においては、浸水想定や土地利用形態等を踏まえ、浸水被害防止区域の設定は行わないものとするが、計画に位置付けた対策を実施しても浸水被害が解消されない地区については、引き続き目標達成に向けた検討を進め対策手法を立案するとともに、地域の意見を踏まえ、浸水被害防止区域の指定についても、検討していくことを方針とする。

また、人口動態や土地利用形態、土地利用の方針に大きな変更があった場合等については、市町村等の関係者の意向を踏まえ、協議会により指定方針を再検討する。

ソフト施策、土地利用・住まい方の工夫

防災教育

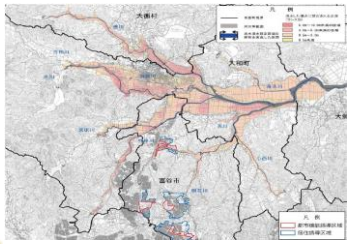

水害リスクを踏まえた居住誘導

地域主導の取り組み

パンフレットを活用した防災教育

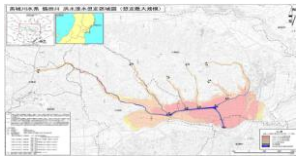

水害リスク空白地帯の解消

避難訓練

簡易型監視カメラの設置

生業のサポート

地産地消・地場産返礼品等